

		次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画		
		策定した日(令和5年4月1日)	策定届年月日(令和5年8月22日)	策定した日(令和6年4月1日)	策定届年月日(令和6年7月10日)	
妊娠中・子育て中の職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境と労働条件の整備を行うため、また女性の活躍推進取組として次のように行動計画を策定する						
区分	横浜いずみ学園	川崎こども心理ケアセンターかなで	高齢者福祉センター	子どもの虹情報研修センター		
1. 計画期間	令和6(2024)年4月1日から 令和11年(2029)年3月31日までの5年間	令和6(2024)年4月1日から 令和11年(2029)年3月31日までの5年間	令和6(2024)年4月1日から 令和11年(2029)年3月31日までの5年間	令和6(2024)年4月1日から 令和11年(2029)年3月31日までの5年間		
2. 内容	<p>目標1 子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進</p> <p>目標2 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し</p> <p>目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</p> <p>目標4 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進</p> <p>目標5 業務の負担について把握、業務内容を整理し、残業時間を減らす取り組みを行う。</p> <p>目標6 管理職に占める女性労働者の割合を40%以上とする。</p> <p>(対策) 目標1～4は、従来通り継続的な対応に努める 目標5については、令和4年度より、職員からのヒアリング、運営会議・管理職会議にて具体策の検討をし、取組を始めている。</p>	<p>目標1 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知や育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し</p> <p>目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。男女とも取得率9割を目標とする。</p> <p>目標3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進</p> <p>目標4 若年者に対する多様なキャリアパス事例を紹介し、女性管理職、女性リーダー職の割合5割以上を目指す。</p> <p>(対策) 目標1～3は、職員に諸制度を周知し、その利用がしやすい職場環境を整備していく。</p>	<p>目標1 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し</p> <p>目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</p> <p>目標3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進</p> <p>目標4 男性職員の育児休業等の取得促進に向けた環境整備 男性職員育児取得率50%以上とする</p> <p>目標5 キャリアアップに向けた研修の受講率を75%以上とする</p> <p>(対策) 目標1～3は、従来通り継続的な対応に努める 目標4は、令和5年9月から取得可能な職場環境の整備開始</p>	<p>目標1 各月ごとの労働時間等の把握により、残業時間を月平均20時間以内とするべく体制整備を図る。</p> <p>目標2 年次有給休暇の取得のための職場環境整備の実施</p> <p>目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。</p> <p>目標3 管理職に占める女性労働者の割合アップ</p> <p>(対策) 目標1については、早期の職員採用により体制強化を図る 目標2～3は、職員に周知するとともに、取得可能な職場環境を整備していく</p>		
常時雇用する労働者の数	50人	53人	211人	26人		

女性の職業選択に資する情報 (令和 7年3月31日現在)

区分	横浜いずみ学園	川崎こども心理ケアセンターかなで	高齢者福祉センター	子どもの虹情報研修センター
職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備	男女平均勤続年数の差異(常勤職員) 男性:12年6ヵ月 女性:15年3ヵ月	・女性育児休業取得率 100% ・男性育児休業取得率 100% ・育児休業平均取得期間 女性:5ヵ月26日	男女平均勤続年数の差異 男性:8年11ヵ月 女性:12年9ヵ月	男女平均勤続年数の差異 男性:10年7ヵ月 女性:13年
女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	管理職に占める女性労働者の割合 40%	管理職・リーダー職に占める女性労働者の割合 47.1%	管理職に占める女性労働者の割合 60%	管理職に占める女性労働者の割合 28.6%

男女の賃金の差異	(法人全体)		対象期間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
	区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	非正規職員:正規職員より所定労働時間の少ない短時間勤務職員等が該当	
			賃金:通勤手当・宿日直手当等の実費弁償の性格を有するものを除く	
			正規雇用職員	79.6%
非正規雇用職員	117.9%			
全職員	85.1%			
各施設毎の差異は下記の通り ↓↓				
区分	横浜いずみ学園の男女の賃金の差異	川崎こども心理ケアセンターかなでの男女の賃金の差異	高齢者福祉センターの男女の賃金の差異	子どもの虹情報研修センターの男女の賃金の差異
正規雇用職員	80.1%	80.1%	87.4%	64.3%
非正規雇用職員	71.6%	372.3%	142.7%	119.7%
全職員	77.8%	83.3%	95.4%	72.7%

育児・介護休業法による男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表する義務により公表します。
(従業員300人以上1000人以下の企業：令和7年4月1日施行)

育児休業等の取得割合（令和6年度）	
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数（3名）}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数（3名）}} = 100\%$	